

## 令和5年第13回 湯沢市教育委員会議事録

開会日時	令和5年11月13日（月） 午後1時30分
閉会日時	令和5年11月13日（月） 午後2時15分
場 所	湯沢市役所本庁舎 3階 会議室35
出席者	教育長 武石 睦 教育委員 議席番号1 築瀬 均 教育委員 議席番号2 久米 道人 教育委員 議席番号3 佐藤 恵 教育委員 議席番号4 後藤 美喜子
欠席者	なし
出席職員	教育部長 高橋 一 教育総務課長 佐藤 邦彦 学校教育課長 黒澤 進 生涯学習課長 高橋 官 文化財保護室長 木村 了 教育総務課総務班長（書記） 佐藤 章子
傍聴人	なし

### 【会議に提出された議案】

- 議案第49号 令和5年第4回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（指定管理者の指定について（湯沢市稲川交流スポーツエリア等スポーツ施設））
- 議案第50号 令和5年第4回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（工事請負契約の締結について（湯沢文化会館大規模改修工事（建築）））
- 議案第51号 令和5年第4回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（工事請負契約の締結について（湯沢文化会館大規模改修工事（電気設備）））
- 議案第52号 令和5年第4回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（工事請負契約の締結について（湯沢文化会館大規模改修工事（機械設備）））
- 議案第53号 令和5年第4回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（令和5年度12月補正予算）

### 【前回議事録の承認】

令和5年第10回、第11回及び第12回教育委員会の議事録について、原案どおり承認された。

### 【議事録署名委員の指名】

教育長が議事録署名委員として議席番号1番及び3番の委員を指名した。

## 令和5年第13回 湯沢市教育委員会議事録

### 【教育長の報告】

- ・11月7日 教育委員施設訪問について
- ・11月8日 県南地区教育長会議について
- ・11月9日 全州市町村教育委員会教育長会議について
- ・11月10日 全州市町村教育委員会連合会および県都市教育長協議会合同研修について（出席者：後藤教育長職務代理者）

### 【議 事】

※予定していた議案第48号について、提案を見送ったことを報告。

- 議案第49号 令和5年第4回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（指定管理者の指定について（湯沢市稲川交流スポーツエリア等スポーツ施設））

（生涯学習課長が資料に基づき説明）

※資料の訂正

当日追加資料2ページ、「1施設の名称」の「湯沢市稲川野球場」を「湯沢市営稲川野球場」に訂正。

#### <質疑等>

委員	「チャレンジスポーツクラブいなかわ」は、実績のある団体と思う。会員はどれほどいるのか。
生涯学習課長	100人ほどである。
委員	実質動ける方は限られると思う。運営に支障はないか。
生涯学習課長	その点については、候補者を選定する際に、プレゼンテーションにおいて提案の内容を確認している。運営に支障ないものと認識している。
委員	指定管理の期間、今回は5年とのことだが、期間を定めるにあたって何か基準はあるものか。
生涯学習課長	市の「指定管理者制度運用指針」により、指定の期間は5年以内を目安とすると謳われている。稲川交流スポーツエリアは5年間指定管理で行ってきたという実績がある施設のため、指定管理の期間を5年に設定したものである。

- 議案第50号 令和5年第4回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（工事請負契約の締結について（湯沢文化会館大規模改修工事（建築）））

（生涯学習課長が資料に基づき説明）

#### <質疑等>

委員	条件付き一般競争入札の「条件」は金額のことか。
生涯学習課長	湯沢市建設工事等入札実施要領に基づき、工事金額に応じ、Aランク、Bランク、Cランクと、入札業者が決まる。今回は

## 令和5年第13回 湯沢市教育委員会議事録

	Aランクの登録業者となっている。
委員	建築、電気設備、機械設備とも市内の事業者に決まって良かった。工事の規模に見合う力があると思う。頑張っていたきたい。

○議案第51号 令和5年第4回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（工事請負契約の締結について（湯沢文化会館大規模改修工事（電気設備）））

（生涯学習課長が資料に基づき説明）

<質疑なし>

○議案第52号 令和5年第4回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（工事請負契約の締結について（湯沢文化会館大規模改修工事（機械設備）））

（生涯学習課長が資料に基づき説明）

<質疑なし>

○議案第53号 令和5年第4回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（令和5年度12月補正予算）

（教育総務課長、生涯学習課長、文化財保護室長が資料に基づき説明）

<質疑等>

委員	家庭教育支援チームの活動が文部科学大臣表彰を受賞されるということで、活動が認められ、大変嬉しいことと思った。 また、カルチャーセンターであるが、なかなか利用されづらいのではないかと思います。順調に利用されているものか。
生涯学習課長	カルチャーセンターは、図書館としての機能と、その他、放課後の子どもたちを見守る場所として利用されている。子どもたちの利用については、今後、学校を通して周知・徹底したいと考えている。
委員	教育総務課の「学校情報システム関係経費」についてであるが、小学校から持ち帰り学習ができるWi-Fi環境が整っているかどうかのアンケートがあった。おそらく市内全校で行われたものと思う。先ほど通信費が見込みを上回る状況であるとの説明であったが、それだけ、各家庭の環境が整っていなかった、ということか。
教育総務課長	想定したよりも使っていただく回数が増えた、ということである。対象人数が増えたということではなく、学習の回数が増えた、との認識である。
委員	タブレットの故障もあると思うが、修理や買い替えの費用もこの「学校情報システム関係経費」に予算があるのか。

## 令和5年第13回 湯沢市教育委員会議事録

教育総務課長	12月補正予算には計上していない。修理費については、令和5年度当初予算に計上しているので、そちらで対応していきたいと考えている。
委員	スクールバスについてであるが、今後、降雪期を迎え、雪道も大変になる。このように予算を組んでいただき、安心できるものと思う。
委員	秋田県人事院勧告に伴う給料等の増額は、4月に遡ってとのことであるが、勧告の時期はいつなのか。また、毎年のことなのか。
教育総務課長	秋田県の人事院勧告は10月11日付けで出されている。公民格差額3,794円を解消するため給料法の改正を行うというものである。また、期末手当も0.5か月分増額される。今年の4月に遡って適用する内容となっている。このようなことが毎年あるかと言えば国の動向によることとなる。
部長	調査結果で、民間と比較し、官のほうが高いとの勧告が出れば、今回のようなこととなる。今までも手当の増額はあったが、月額給料表が改正されるのは久しぶりとなる。

## 令和5年第13回 湯沢市教育委員会議事録

### 議案等の処理結果

議案等の番号	件 名	議決結果
議案第49号	令和5年第4回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（指定管理者の指定について（湯沢市稲川交流スポーツエリア等スポーツ施設））	可 決
議案第50号	令和5年第4回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（工事請負契約の締結について（湯沢文化会館大規模改修工事（建築）））	可 決
議案第51号	令和5年第4回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（工事請負契約の締結について（湯沢文化会館大規模改修工事（電気設備）））	可 決
議案第52号	令和5年第4回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（工事請負契約の締結について（湯沢文化会館大規模改修工事（機械設備）））	可 決
議案第53号	令和5年第4回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（令和5年度12月補正予算）	可 決

# 令和5年第13回 湯沢市教育委員会議事録

本議事録は書記の記載したものであるが、その内容に相違ないのでここに署名する。

令和 年 月 日

署名委員

番

---

番

---

書記

---

# 令和5年 第13回 湯 沢 市 教 育 委 員 会

日 時 令和5年11月13日(月) 午後1時30分

場 所 市役所本庁舎3階 会議室35

## 会 議 次 第

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名(2名)

3. 教育長の報告

4. 議 事

5. 協議・報告

6. そ の 他

7. 閉 会

令和5年 第13回 湯沢市教育委員会 提出案件

議案第48号 欠番

議案第49号 令和5年第4回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（指定管理者の指定について（湯沢市稲川交流スポーツエリア等スポーツ施設））

議案第50号 令和5年第4回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（工事請負契約の締結について（湯沢文化会館大規模改修工事（建築）））

議案第51号 令和5年第4回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（工事請負契約の締結について（湯沢文化会館大規模改修工事（電気設備）））

議案第52号 令和5年第4回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（工事請負契約の締結について（湯沢文化会館大規模改修工事（機械設備）））

議案第53号 令和5年第4回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について（令和5年度12月補正予算）

議事録署名委員

番

委員

番

委員



## 議案第49号

令和5年第4回湯沢市議会定例会の議案に係る意見の申出について

指定管理者の指定に係る意見の申出について、議決を求める。

令和5年11月13日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

### 提案理由

指定管理者の指定（湯沢市稲川交流スポーツエリア等スポーツ施設）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたことにより、その申出内容を協議、決定したため。

議案第 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年 月 日提出

湯沢市長 佐藤 一夫

- |                          |  |
|--------------------------|--|
| 1 施設 の 名 称               | 湯沢市稲川交流スポーツエリア等スポーツ施設（湯沢市稲川交流スポーツエリア、湯沢市稲川体育館、湯沢市営稲川野球場及び湯沢市稲川陸上競技場） |
| 2 指 定 管 理 者 の<br>所在地及び名称 | 湯沢市川連町字大館中野87番地1<br>チャレンジスポーツクラブいなかわ                                 |
| 3 指 定 の 期 間              | 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで   |

提案理由

施設の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者を指定するものです。

位置図

施設 No. 1 稲川交流スポーツエリア



施設 No. 2 稲川体育館



施設 No. 3 稲川野球場

施設 No. 4 稲川陸上競技場



※出典：国土地理院ウェブサイト (<https://maps.gsi.go.jp>) を編集して作成。

## 議案第50号

令和5年第4回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について

工事請負契約の締結（湯沢文化会館大規模改修工事（建築））に係る意見の申出について、議決を求める。

令和5年11月13日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

### 提案理由

湯沢文化会館大規模改修工事（建築）の工事請負契約を締結することについて、予定価格が議決要件に該当するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたことにより、その申出内容を協議、決定したいため。

議案第 号

工事請負契約の締結について（湯沢文化会館大規模改修工事（建築））

次のとおり工事請負契約を締結することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年湯沢市条例第54号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めらる。

令和5年 月 日提出

湯沢市長 佐藤 一夫

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 湯沢文化会館大規模改修工事（建築）                       |
| 2 契約の方法  | 条件付き一般競争入札                              |
| 3 契約の金額  | 514,800,000円                            |
| 4 契約の相手方 | 湯沢市柳町二丁目2番40号<br>株式会社和賀組<br>代表取締役 和賀 幸雄 |

提案理由

湯沢文化会館大規模改修工事（建築）の請負契約を締結することについて、予定価格が議決要件に該当するためです。

《参考資料》

- 1 工 事 名 湯沢文化会館大規模改修工事（建築）
- 2 工 事 概 要 中ホール特定天井・エントランスロビー特定天井改修、  
舞台機構改修など
- 3 仮契約年月日 令和5年11月2日
- 4 工 期 議会の議決日の翌日から令和7年1月31日

## 議案第51号

令和5年第4回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について

工事請負契約の締結（湯沢文化会館大規模改修工事（電気設備））に係る意見の申出について、議決を求める。

令和5年11月13日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

### 提案理由

湯沢文化会館大規模改修工事（電気設備）の工事請負契約を締結することについて、予定価格が議決要件に該当するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたことにより、その申出内容を協議、決定したいため。



議案第 号

工事請負契約の締結について（湯沢文化会館大規模改修工事（電気設備））

次のとおり工事請負契約を締結することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年湯沢市条例第54号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めらる。

令和5年 月 日提出

湯沢市長 佐藤 一 夫

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 湯沢文化会館大規模改修工事（電気設備）                    |
| 2 契約の方法  | 条件付き一般競争入札                             |
| 3 契約の金額  | 995,500,000円                           |
| 4 契約の相手方 | 湯沢市南台4番7号<br>株式会社ユアテック湯沢営業所<br>所長 加藤 新 |

提案理由

湯沢文化会館大規模改修工事（電気設備）の請負契約を締結することについて、予定価格が議決要件に該当するためです。

《参考資料》

- 1 工 事 名 湯沢文化会館大規模改修工事（電気設備）
- 2 工 事 概 要 非常用発電設備・受変電設備・中央監視盤等の更新、舞台照明・音響改修など
- 3 仮契約年月日 令和5年11月2日
- 4 工 期 議会の議決日の翌日から令和7年1月31日

## 議案第52号

令和5年第4回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について

工事請負契約の締結（湯沢文化会館大規模改修工事（機械設備））に係る意見の申出について、議決を求める。

令和5年11月13日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

### 提案理由

湯沢文化会館大規模改修工事（機械設備）の工事請負契約を締結することについて、予定価格が議決要件に該当するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたことにより、その申出内容を協議、決定したいため。

議案第 号

工事請負契約の締結について（湯沢文化会館大規模改修工事（機械設備））

次のとおり工事請負契約を締結することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年湯沢市条例第54号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めらる。

令和5年 月 日提出

湯沢市長 佐藤 一 夫

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 湯沢文化会館大規模改修工事（機械設備）                        |
| 2 契約の方法  | 条件付き一般競争入札                                 |
| 3 契約の金額  | 682,000,000円                               |
| 4 契約の相手方 | 湯沢市清水町六丁目1番32号<br>株式会社佐藤総合設備<br>代表取締役 高橋 満 |

提案理由

湯沢文化会館大規模改修工事（機械設備）の請負契約を締結することについて、予定価格が議決要件に該当するためです。

《参考資料》

- 1 工 事 名 湯沢文化会館大規模改修工事（機械設備）
- 2 工 事 概 要 トイレの洋式化、受水槽・給排水設備の更新、空調設備の改修など
- 3 仮契約年月日 令和5年11月2日
- 4 工 期 議会の議決日の翌日から令和7年1月31日

議案第53号

令和5年第4回湯沢市議会定例会の議案に対する意見の申出について

令和5年度湯沢市一般会計補正予算のうち教育に係る部分の意見の申出について、議決を求める。

令和5年11月13日提出

湯沢市教育委員会教育長 武 石 睦

提案理由

令和5年度湯沢市一般会計補正予算（12月補正予算）のうち教育に係る部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたことにより、その申出内容を協議、決定したため。

## 12月補正予算

(単位：千円)

## 教育総務課

No.	事業名	予算額	事業内容
1	教育委員会費	50	・教育長交際費の増 各種交流会経費、慶弔費
2	車両管理費	147	・価格高騰、使用頻度増加による燃料費の増
3	教育研究所費	230	・秋田県人事委員会勧告に伴う条例改正による会計年度任用職員給料・手当の増
4	教育指導事業	3,253	・令和6年度採択小学校教科書教師用指導書の価格変更による購入費の増
5	就学前の子どもを対象とする教育相談整備事業	203	・秋田県人事委員会勧告に伴う条例改正による会計年度任用職員給料・手当の増
6	子ども読書活動支援事業	376	・秋田県人事委員会勧告に伴う条例改正による会計年度任用職員給料・手当の増
7	スクールバス管理費	3,002	・秋田県人事委員会勧告に伴う条例改正による会計年度任用職員給料・手当の増 ・車両修繕費用等の増
8	心の教室相談員配置事業	45	・秋田県人事委員会勧告に伴う条例改正による会計年度任用職員給料の増
9	コミュニティ・スクール推進事業	52	・秋田県人事委員会勧告に伴う条例改正による会計年度任用職員給料の増
10	学校情報システム関係経費	267	・持ち帰り学習用モバイルルーター通信費の増

No.	事業名	予算額	事業内容
11	小学校施設管理費	806	・会計年度任用職員の採用に伴う給料・手当の増 ・校務員代行業務委託料の増
12	小学校教育振興総務費	1,797	・上位大会等への出場及び参加人数が増えたことによる各種競技大会等選手派遣費補助金の増
13	特別支援教育推進事業小学校費	4,772	・秋田県人事委員会勧告に伴う条例改正による会計年度任用職員給料・手当の増
14	小学校学習補助事業	206	・秋田県人事委員会勧告に伴う条例改正による会計年度任用職員給料・手当の増
15	小学校外国語活動支援事業	12	・秋田県人事委員会勧告に伴う条例改正による会計年度任用職員手当の増
16	日本語指導補助事業	752	・秋田県人事委員会勧告に伴う条例改正による会計年度任用職員給料・手当の増 ・会計年度任用職員の採用に伴う給料・手当の増
17	中学校施設管理費	236	・秋田県人事委員会勧告に伴う条例改正による会計年度任用職員給料・手当の増
18	中学校教育振興総務費	2,825	・7月の大雨災害による会場変更、上位大会等への出場及び参加人数が増えたことによる各種競技大会等選手派遣費補助金の増
19	学校給食センター経費	183	・秋田県人事委員会勧告に伴う条例改正による会計年度任用職員給料・手当の増
20	(債務負担行為) 令和5年度設定 湯沢市 スクールバス運行管理業 務委託料	249,276 (限度額)	・スクールバス運行業務委託 スクールバスの運行管理業務委託に係る経費の債務負担行為 令和6年度から令和8年度の3年間 予算額は3年間の限度額



生涯学習課			
No.	事業名	予算額	事業内容
1	社会教育総務費	134	・秋田県人事委員会勧告に伴う条例改正による会計年度任用職員給料・手当の増
2	家庭教育支援チーム推進事業	68	・「家庭教育支援チーム」の活動の推進に係る文部科学大臣表彰の受賞による式典出席に伴う増 チーム代表者1人、随員職員1人 @33,250円×2人=66,500円 (東京都)
3	稲川体育館管理運営費	224	・個人、団体利用者の増加及び各種イベント事業の開催(うどんEXPO、川連塗フェア等)による光熱水費の増
4	南部文化交流センター管理運営費	234	・秋田県人事委員会勧告に伴う条例改正による会計年度任用職員給料・手当の増
5	湯沢生涯学習センター管理運営費	236	・秋田県人事委員会勧告に伴う条例改正による会計年度任用職員給料・手当の増
6	湯沢体育センター管理運営費	258	・秋田県人事委員会勧告に伴う条例改正による会計年度任用職員給料・手当の増 ・会計年度任用職員の採用に伴う手当の増
7	湯沢図書館管理運営費	1,229	・価格高騰による燃料費の増 ・空調機ベルト、除雪機バッテリー交換修繕の増 ・秋田県人事委員会勧告に伴う条例改正による会計年度任用職員給料・手当の増
8	カルチャーセンター管理運営費	1,547	・価格高騰と空調設備の不具合による燃料費の増 ・価格高騰による電気料の増 ・秋田県人事委員会勧告に伴う条例改正による会計年度任用職員給料・手当の増
9	雄勝図書館管理運営費	546	・秋田県人事委員会勧告に伴う条例改正による会計年度任用職員給料・手当の増
10	雄勝文化会館管理運営費	1,050	・消防設備点検で指摘を受けた非常照明用バッテリー・誘導灯・煙感知器の購入並びに交換修繕の増
11	雄勝生涯学習センター管理運営費	471	・秋田県人事委員会勧告に伴う条例改正による会計年度任用職員給料・手当の増

No.	事業名	予算額	事業内容
12	院内銀山異人館管理運営費	459	・秋田県人事委員会勧告に伴う条例改正による会計年度任用職員給料・手当の増
13	中学校部活動地域移行推進事業	252	・秋田県人事委員会勧告に伴う条例改正による会計年度任用職員給料・手当の増
14	稲川スキー場管理運営費	2,840	・秋田県人事委員会勧告に伴う条例改正による会計年度任用職員給料・手当の増 ・不足分の消耗品費、施設用器具購入費等の増 ・価格高騰による燃料費、電気料の増
15	皆瀬生涯学習センター管理運営費	390	・秋田県人事委員会勧告に伴う条例改正による会計年度任用職員給料・手当の増
16	皆瀬公民館事業費	3	・秋田県人事委員会勧告に伴う条例改正による会計年度任用職員手当の増
17	湯沢文化会館管理運営費	241	・秋田県人事委員会勧告に伴う条例改正による会計年度任用職員給料・手当の増
18	文化交流センター管理運営費	448	・秋田県人事委員会勧告に伴う条例改正による会計年度任用職員給料・手当の増
<b>文化財保護室</b>			
No.	事業名	予算額	事業内容
1	文化財保護費	235	・秋田県人事委員会勧告に伴う条例改正による会計年度任用職員給料・手当の増
2	文化財資料収蔵庫管理費	152	・価格高騰による電気料の増 ・消火栓用配管継手修繕の増